

☆登録申請に必要な書類（平成30年7月10日以降）

申請にあたって、以下の書類をご用意ください。

データ添付書類		備考
1	面積と設備の概要を表示した間取図	※システム上に、画像データ化又はPDF化したもの等を貼り付けてください。
2 (旧耐震の建物のみ) ★	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性に係る以下の書類のいずれか ただし、改修費補助を受けて耐震改修予定の場合、ホの書類のいずれか 	※システム上に、画像データ化又はPDF化したもの等を貼り付けてください。 ※旧耐震の建物とは、昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものを指します。
	イ 耐震診断の結果の報告書	
	ロ 建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律）	
	ハ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険付保証証明書（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律）	
	ニ その他住宅の耐震性に関する書類	耐震基準適合証明書、固定資産税減額証明書、住宅耐震改修証明書
ホ	改修後の計画が耐震性を有することを証する書類	① 建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項に基づく所管行政庁の認定 ② 改修後の計画が平成18年国土交通省告示第184号に基づき建築士による計算及び結果で耐震性ありと判断されるもの ③ 改修後の計画が一般財団法人日本建築防災協会の『木造住宅の耐震診断と補強方法』に基づき建築士が耐震診断及び計算した結果で耐震性ありと判断されるもの ④ 耐震改修にかかる第三者機関の評定書の写し ⑤ 耐震改修に係る建築確認済証（改修後の計画） ただし、②、③については、書面上で構造耐震指標（is値またはiw値）が基準の値を満たしていることが必要。
3	（様式第19号）家賃に係る書類	※システム上のWORDファイルをダウンロードし、必要事項を記入の上、システム上に、そのまま貼り付けてください。
4	（様式第20号）登録通知等の連絡先	

注) 建築物の耐震改修の促進に関する法律とは、平成7年法律第123号をいう。

住宅の品質確保の促進等に関する法律とは、平成11年法律第81号をいう。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律とは、平成19年法律第66号をいう。

★ 新耐震の建物の場合は、後述の誓約書で足りります。

以下の事項については、システム上の入力が必要になります。

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書	別記様式第一号 ○セーフティネット住宅情報提供システムサイト住宅事業者登録ページ ※上記のホームページからアカウント登録をして頂き、ID・パスワードを取得後、手順に従い必要事項を入力してください。
誓約書 <ul style="list-style-type: none"> 欠格要件に該当しない旨 新耐震の建物の場合、その旨 基本方針・供給促進計画に適合している旨 	※システムに入力の上作成してください。 ※新耐震の建物とは、昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものを指します。 着工年月日が不明な場合は、竣工年月日を基準とし、以下の場合は新耐震の建物となります。 <ul style="list-style-type: none"> 1～3階建てで昭和57年6月1日以後に竣工 4～9階建てで昭和58年6月1日以後に竣工 10～20階建てで昭和60年6月1日以後に竣工 なお、竣工年月日が不明な場合は、上記2（旧耐震の建物のみ）の提出書類が必要となります。